

男鹿市公告第 50 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 26 日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり
  
- 2 縦覧場所
  - ・ 男鹿市産業建設部農林水産課
  - ・ 男鹿市ホームページ([https://www.city.oga.akita.jp/living\\_information/shigoto\\_sangyo/norinsuisan/index.html](https://www.city.oga.akita.jp/living_information/shigoto_sangyo/norinsuisan/index.html))
  
- 3 本公告により、男鹿市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。